

処 分 基 準

B - e - 22

令和元年 10 月 1 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 103 条第 8 項
処 分 の 概 要： 運転免許を受けることができない期間の指定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第 38 条第 7 項 (免許の取消し又は停止及び 免許の欠格期間の指定の基準)
処 分 基 準： 運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の 軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室 (聴聞) 電話 (052) 951-1611 内線 781-243、244
備 考：